

令和 6 年度第 2 回 神戸市福祉有償運送運営協議会

日時：令和 7 年 2 月 1 0 日（火）14 時 00 分～15 時 30 分

場所：市役所 1 号館 2 4 階 1243 会議室

1. 開会

今回の協議会について個人情報に当たらない部分は、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題・報告

議題

- (1) 更新（変更）登録申請案件の協議（3 団体）
- (2) 「運営協議会における協議の基準」の改正等

報告

福祉有償運送登録申請等書類一覧の整理

3. 協議内容

議題

- (1) 更新（変更）登録申請案件の協議（3 団体）

- ・事務局より更新申請の概要について説明
- ・質疑応答

【個別協議】

① 一般社団法人 うさぎ

〔法人との質疑応答〕

（委員）運行管理責任者は運転者としても登録されているのか。

（法人）はい。

（委員）責任者が運転をする際、事務所に責任者が不在になるのではないか。

（法人）代理の責任者を設定している。

（委員）必ずどちらか一人が事務所にいるようにしているということか。

（委員）はい。

（委員）昨今飲酒運転の問題から、アルコール検知器を使った点呼が標準的になってきているが、提出されている運行マニュアルには明記されていない。飲酒運転に関する点呼、点検は実施しているか。

（法人）アルコールを飲むのが私 1 名だけであり、運転する際は飲まないように自己管理としている。

（委員）社会的に見たときに点検の仕組みがあることが大事であり、点呼のときにアルコール検知器で点検する形に修正していただきたい。

（法人）分かりました。

（委員）対価の変更が申請されているが、利用者に対して説明はしているのか。

（法人）既にしました。

（委員）対価変更について利用者からは理解を得ているのか。

（法人）概ね理解を得ています。

（委員）運転記録証明書が 10 月のものだが、今日に至るまでで、違反や事故を起こしていないか。

（法人）ありません。

〔協議結果〕一般社団法人うさぎについては、運行管理マニュアルの運行管理業務の修正を附帯条件として、協議が調ったものとする。

② 社会福祉法人 フレンド

〔法人との質疑応答〕

（委員）アルコール検知器を使った飲酒運転の点検はどのように実施しているか。

（法人）出勤のときにアルコール検知器を使用し、本人と他の職員で確認している。

（委員）運送後の点検も実施しているのか。

（法人）運送後は実施していない。今後は実施するようにしたい。

（委員）運行マニュアルの運転者の年齢の条件について、「満 70 歳未満」と「満 70 歳以上の運転者に当たっては」と併記されている。これは昨今の運転者不足を考慮し、今後 70 歳以上の方も必要ならば雇い入れるという心持か。

（法人）はい。

（委員）今は実質休止中で、運転手を総入れ替えした上で、この協議をもって再開予定聞いているが、休止前に福祉有償運送に携わっていた職員はいるのか。

（法人）いない。当時の運転手も一般職員もみな辞職している。

（委員）そうすると更新申請ではあるが、ほぼ新規申請のようなものである。より安全等に配慮して運行するようにしてほしい。

（法人）分かりました。

（委員）運行マニュアル上で、点呼を原則対面で実施すると記載しているが、「原則」を外して、対面で実施するようにしてほしい。

（法人）分かりました。

〔協議結果〕社会福祉法人フレンドについては、運行管理マニュアルの運行管理業務の修正を附帯条件として、協議が調ったものとする。

③ 特定非営利活動法人 ひつじ会

〔法人との質疑応答〕

（委員）運行管理マニュアルに飲酒運転の防止のためのアルコール検知器を使った点

呼の記載をしていただきたい。

（法人）分かりました。

（委員）原則対面としている点呼について、「原則」という言葉も外し対面でやることにしていただきたい。

（法人）分かりました。

（委員）運行管理マニュアルの運転者の年齢について70歳以下と「70歳以上」という言葉が併記されており改めていただきたい。ただし今後運転者の確保が非常に難しくなっていくため、年齢要件は少し上に設定しておいてもよいのではないか。

（法人）分かりました。

（委員）運転者が1人だが、例えばこの運転者が所用や体調不良等で運転業務ができないとなった際はどのように対応しているのか。

（法人）運行を中止するか、無償で別の者が対応している。

（委員）福祉有償運送の運転者を増やす予定はないのか。

（法人）現時点では考えていない。

（委員）旅客が3人ではあるが、継続的にサービスが提供できるような体制が望ましいと考えるので、今後の検討としていただきたい。

（法人）分かりました。

〔協議結果〕特定非営利活動法人ひつじ会については、運行管理マニュアルの運行管理業務の修正を附帯条件として、協議が調ったものとする。

（２）「運営協議会における協議の基準」の改正等

令和6年9月の国土交通省通達（福祉有償運送事業部分）に関する説明

①兵庫陸運部より

国土交通省通達改定について説明（資料５、参考資料１）

②事務局より、国土交通省の通達改定を受けて、

- ・神戸市福祉有償運送運営協議会 協議基準の改定を提案（資料６）

（改正内容）

ア．他人の介助なしで移動することが困難であり、かつ単独で公共交通機関の利用も困難な者について、医師や福祉・介護の専門職が判断した場合は福祉有償運送の対象者に含むこととする。

イ．複数乗車の運送について、運送者の判断で実施できることとする。

（会長）対価の設定は従来通り協議会で承認が必要であり、その点が分かりやすいように改正をしていただきたい。

- ・（登録団体向け）案内文書の発送について、提案（資料７）

（会長）今回の改正を事業者の方々に正しく理解してもらうことが大事であり、より正確で誤解なく対応いただけるような記載内容に修正いただきたい。

事務局の提案について、運営協議会において承認

報告

福祉有償運送登録申請等書類一覧の整理（事務局より説明）

①取扱いの変更

車検証と保険証書の写しは国交省の通達を受け、更新申請の際に内容に変更がなければ提出の省略可としていたが、協議会において内容確認のうえ、運輸監理部へ提出の省略可とするため、協議会への提出省略は不可と改める。

②一覧から削除

運転記録証明書を添付できない場合の宣誓書、講習受講未了の場合の宣誓書、任意保険に係る確認書を一覧から削除する。当初から使用を想定する書類ではないた

め、必要に応じて提示することとする。

③一覧に追加

福祉有償運送に使用する車両の写真を一覧に追加し、必要書類として明示する。

委員からの意見等はなかったため、事務局の報告のとおり整理を行うこととする。

4. 閉会

次回の協議会の開催は、令和7年5月～令和7年7月頃を予定している。